

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和7年3月4日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和7年3月4日（火） 午前 9時32分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員

委 員 長	斧田 秀明	副委員長	松井 謙昌
委 員	中村 直幸		岡野 秀子
	西田いく子		辻本 博之
	村井 浩二		早瀬 和信
	濱地 知英		
議 長	森田 忠彦		
- 4 欠席委員 _____
- 5 説 明 員

町 長	田中 祐二	地域活性化推進 担 当 部 長	堀内 孝茂
副 町 長	村岡 篤	教 育 次 長	東條 信也
教 育 長	中道 雅夫	秘書政策課長	小南 考弘
政策総務部長	小角 孝彦	企画担当課長	杉山 裕二
まちづくり推進部長	鳥取 勝憲	自治防災課長	辻中 一嘉
健康福祉部長	木村 厚江	環境農林課長	川久保みのり
- 6 議会事務局

事 務 局 長	正野 正	書 記	木下 雄平
---------	------	-----	-------
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件
 - （1）議案第2号 太子町職員の育児休業等に関する条例等改正の件
 - （2）議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中改正の件
 - （3）議案第4号 太子町職員の旅費に関する条例中改正の件
 - （4）議案第5号 太子町職員の退職手当に関する条例中改正の件
 - （5）議案第7号 太子町下水道条例中改正の件
 - （6）議案第8号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正の件

午前 9時32分 開 会

○斧田委員長 皆さん、おはようございます。

本日、総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、議案第2号、太子町職員の育児休業等に関する条例等改正の件ほか5件、予算案といたしまして、議案第13号、令和7年度太子町山田財産区特別会計予算ほか2件。以上、合わせて9件の議案でございます。

何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○斧田委員長 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件6件、当初予算案件3件の計9件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

ここで、審議の順番でございますが、本日は、議案第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第8号の条例案件6件をご審議いただき、2日目の11日には、議案第13号、第14号、第17号の当初予算案件3件をご審議いただきたいと思いますと考えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日は、議案第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第8号の条例案件6件をご審議いただき、2日目の11日には、議案第13号、第14号、第17号の当初予算案件3件をご審議いただきます。

それでは、議案第2号、太子町職員の育児休業等に関する条例等改正の件、これを

議題といたします。

本件について説明を求めます。

○小南秘書政策課長 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第2号、太子町職員の育児休業等に関する条例等改正の件につきましてご説明申し上げます。

本改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されること等を受け、本町の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例等についても所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、4頁目の新旧対照表をお願いいたします。

第1条関係でございます。太子町職員の育児休業等に関する条例について改正を行っています。

第20条第3項は、引用している適用条文の変更が必要となったことから改正を行うものでございます。

以上が第1条関係の改正となります。

続きまして、5頁目をお願いいたします。

第2条関係でございますが、太子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例について改正するものでございます。

第8条の2第2項は、職員が請求した場合に時間外勤務等の免除の対象となる子の範囲を、現行の3歳未満の子から、小学校就学前の子に拡大するものでございます。

同条第4項は、免除の対象となる職員の範囲から、3歳未満の子のある職員の部分を削除するものでございます。

恐れ入ります。次頁をお願いします。

第15条は、条文中、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者を、第16条の2第1項において、配偶者等と規定するものでございます。

第16条の2第1項は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対し、個別の周知や意向確認の措置を行うことを新たに規定するものでございます。

同条第2項は、職員に対して、40歳に達した日の属する年度に介護両立支援制度等に関する情報提供を行うことを規定するものでございます。

恐れ入ります。次頁をお願いします。

第16条の3は、介護両立支援制度等を円滑に利用できるようにするため、研修の実施、相談体制の整備、勤務環境の整備に関する措置を行うことを規定するものでございます。

以上が第2条関係の改正となります。

続きまして、次頁の8頁をお願いいたします。

第3条関係の改正でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について改正を行っています。

地方公務員法の一部を改正する法律の附則の項ずれに伴い、太子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例及び太子町職員の退職手当に関する条例の附則の改正を行うものです。

恐れ入ります。少し戻りまして、議案書の3頁をお願いいたします。

附則でございます。

第1条は、この条例は令和7年4月1日から施行することとしますが、附則の第2条の規定は、公布の日から施行することとしております。

第2条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、施行日以降の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の条例における時間外勤務制限に係る請求を行う職員は、施行日前においても請求することができる経過措置を設けているものでございます。

以上で、議案第2号のご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○斧田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村井委員 この改正の内容の職員さんといったところで、本文中のところも、ちょっと読み込んでも、ちょっと私、理解が難しいところがあんねんけど、本文中には非常勤職員と書いてあんねんけど、会計年度任用職員さんはこの制度、この条例改正に該当してくるのか、しないのか、教えていただけませんか。

○小南秘書政策課長 会計年度職員のほうも対象になる条例になっております。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 今回はこの後も職員さんのが続くんですが、職員さん関係のことで、条例な

んかは国から決まったら、やらないかんことも多いでしょうけれども、一通り組合との話し合いで伝えているんですか。

○小南秘書政策課長 今おっしゃっていただきました後ほどの条例改正、職員に係る条件とかの変わるような条例に関しても、事前に組合のほうとは協議をさせていただきました、一応承諾という形で回答のほうもいただいております。

○西田委員 その上で、議案第2号の条例等中改正は、職員さん皆歓迎すべき改正になっているんですか。

○小南秘書政策課長 ただいま説明させていただきました各種条例の改正に係る件につきましては、主に勤務時間の免除ですね、今まで3歳未満のお子さんがおられる方が時間外勤務免除を受けられていたのが、就学前のお子さんがおられる職員という形で範囲のほうも拡大されております。また、現行の介護の休暇、そちらのほうは、制度自体は変更ないんですけども、事前に職員への周知とか、取れるような勤務環境を整えなさいというような形の改正内容になっておりますので、職員さんにとっては、現行よりも改善といいますか、福祉が向上しているような形の内容になっているかなと思っております。

○西田委員 現在でも、3歳未満のお子さんをお持ちの職員さんは時間外勤務をなさっていない。

○小南秘書政策課長 制度的には、3歳未満のお子さんで看護が必要な形の場合には、請求に基づいて時間外勤務の免除を受けるとというような形の制度になっております。ただ現在、実績として、その適用を受けていらっしゃる職員さんは今おられません。

○西田委員 それが小学校就学前になると、そういうお子さんをお持ちの職員さんも増えるから、適用される方が出てくると思っていますか。

○小南秘書政策課長 範囲のほうが拡大されておまして、本町のほうで児童手当を受給されていらっしゃる職員さんというのが対象で、今17人おられます。よその事業所等で、例えば旦那さんが受給されているとかですと、ちょっと数のほうは把握できてないんですけども、ざっと20人ぐらいの対象の職員さんがおられるのかなと思っております。ですので、3歳未満のお子さんとなりますと、また対象がぐっと減りますので、今回対象の職員さんが増えたことによって、こういう形の制度が適用される職員さんも出てくるかなとは思いますが、実際にはちょっと分からない状況ではあります。

○西田委員 制度が拡充されるのは本当にいいことだと思うし、これを利用して、ほんなら5時半までですか、帰りますねって、すみませんって帰れたらいいんですけども、

そのためには、だって残業せなあかんだけの仕事があるから、こういうことになるんじゃないですか。職員さんの数が一番重要になってくると思うんです。帰ったはいいけど、次の日、その残った仕事をやらなあかんということでは駄目だと思うので、それじゃあ、これを適用させるための職員数は十分だとお考えですか。

○小南秘書政策課長 今現在、職員のほう、この令和4年度採用の予定人数から見てもない状況での新規採用という形になっておりますので、そちらの面で考えますと、十分な人材のほうは今、ちょっと足りてないのかなという形にはなっております。ですので、年に一遍だけでした採用とか、そういう形にこだわらず、常に優秀な人材を採用できるような形で、随時採用試験を行うなどで対応のほうを行っていきたいと思っております。

○西田委員 気兼ねなく取れるようになってほしいし、どうぞという感じで帰ってねと言えるような職場になってほしいと思いますので、中々、公務員さんは成り手不足で困っていらっしやいますけれども、ちゃんと人を確保して、皆さんが、これのみならず、有休も遠慮なく取れるように頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 西田委員の先ほどの質問にちょっと関連したところで、この育児休業自体の、取得されてお休みを取っていただいた今までの実績の数値とか、そういうのはありますか。ここ何年でとか、単年でもいいですし。

○小南秘書政策課長 直近数年の実績というのはないんですけども、ちょっと手元に、今現在取得されている方で3人取得されていらっしやいます。

○村井委員 この制度をうまく活用していただいて、お仕事とご家庭、個人のプライベートなところですよ、そこの両立というのをうまく図っていただいて、職務に能力を最大限に発揮していただきたいという環境をつくるというのはすごく大事だと思うんですけど、先ほど西田委員からもありましたけど、それじゃあその組織、太子町役場として、例えば育児休業だけではなくて、ほか諸々そういう休暇とか、例えば女性特有のそういう事情のところとか、そういうご理解を得られるような体制になっているのか、もしくは体制づくりのところには何かそういう研修とか、そういう理解の下に、職場の理解の下にこういう制度を進めていかないといけないと思うんですけど、その辺の研修とか、そういうプログラムをこれから実施していかはるのか、また、今やってはるのか教えていただけませんか。

○小南秘書政策課長 課員、職員の休暇の取得等に関する対応として、大きく影響して
るのが所属長であつたりとかの管理職かなというふうな形で考えております。現在、そ
の管理職に対する管理職研修なんかも実施しております。その内容の中でどれだけ、当
然働きやすい職場づくり環境とか、そのための管理職の役割とか、そういう内容の研修
も受けていただいておりますけども、それで十分という形ではないと思いますので、今
後もそういう形で環境づくりに対して研修等、また指導等行っていきたいとは考えてお
ります。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 この条例、今回改正なんですけれども、12月2日に、これに伴って人事院
規則のほう、職員の勤務時間、休日及び休暇の一部改正等についての規則で、子の看護
休暇に関する見直しとか、その他非常勤勤務職員の休暇に関する見直しとか、非常勤職
員の病気休暇についての有休化することを規則で定めてくださいというのがあるんです
けれども、そういったところも変わっていくんですか。

○小南秘書政策課長 こちらにこの条例改正に係る規則の改正等もございますので、今回
この条例が議決いただきましたときには、そのタイミングで必要な規則の改正も行って
いく予定をしております。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○辻本委員 職員が請求した時間外の勤務の免除の対象となる範囲が、今までは現行3歳
未満やったということなんですけど、今回、再度確認なんですけど、小学校就学前ですので、
4歳、5歳まで。どう。

○小南秘書政策課長 就学前となりますので、5歳までです。

○辻本委員 ありがとうございます。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、太子町職員の育児休業等に関する条例等改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第3号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○小南秘書政策課長 それでは、議案第3号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件につきまして、ご説明申し上げます。

本改正は、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行され、会計年度任用職員の勤勉手当について支給が可能になったことに伴い、本町におきましても所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、3頁目の新旧対照表をお願いいたします。

第2条第1項では、給与として、報酬と期末手当に勤勉手当を追加するものでございます。

第7条第1項は、文言の整備を行うものでございます。

第7条の2第1項は、勤勉手当について、支給すべき対象者を規定するとともに、支給基準として、給与条例に規定する基準日、つまり6月1日または12月1日に在職し、かつ、任期の定めが6か月以上の者に対して支給する旨、規定するものでございます。

同条第2項は、勤勉手当の額について、勤勉手当基礎額に給与条例に規定する月数を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の在職期間に応じた割合を更に乗じて得た額を支給させていただくもので、支給月数を年間2.1月分とするものでございます。

第3項は、勤勉手当基礎額について、基準日前6か月以内の在職期間における報酬の1か月当たりの平均額とするものを規定するものでございます。

第4項は、会計年度任用職員に対して懲戒処分や失職、離職、一時差止めの処分等を行った場合、職員に準じて対応することを規定したものでございます。

恐れ入ります。議案書の2頁をお願いいたします。

附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第3号のご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、

ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○斧田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村井委員 これ、ちょっとこの条例の改正といったところの質問じゃない、ちょっとあったら関連でいこうかなと思っていたんですけど、1つ、手当とか待遇のところですね。正直、会計年度任用職員さんも、職務の内容としても、正規職員さんと変わらないぐらいの、部署によっては、部署によってはということはないけども、職務の内容を遂行されていると。その中で、私が前から言っています1階の休憩スペースという点。あそこ、例えば職員の数に対しての会計年度任用職員さん、10年前から比べたらどうですか。この庁舎が建ったときから比べたら、いかがなのかなと。当時はそんなにいてなかったかもですけど、今、これだけ会計年度任用職員さんが多くなってきたと考えたときに、あの休憩スペースというので本当にいいのか。

すごく、私も何回か拝見させていただきましたけど、狭いところにお弁当で休憩時間を取っていただいているという、詰め込んだまではいけないですけど、ちょっとこれではほんまに気が安らいで休憩を取れるのかなというふうな環境やったんですけど、ちょっとその辺のところも、質問ではない、質疑ではないですけど、ちょっとこれから、こういう待遇、福利厚生といったところもしっかり考えていかなあかんと思うんですけど、その辺のお考えがあれば教えていただけませんか。

○小南秘書政策課長 以前から会計年度任用職員さんのお昼の取られる場所、不足されているんじゃないかというご指摘をいただいております、以前、庁舎管理のほうの担当とも相談させていただきました、秘書政策課の横の第4会議室のほう、そちらのほうをお昼の時間、職員に開放しますという形で、そういう休憩室にその時間だけ使っていただくような試みも行いました。何日か、実績というか、利用される職員さんもおられたんですけども、実際、今になりますと、利用されていらっしゃる方がちょっとおられない実績にはなっています。

ただ、それは場所が足りているということではなくて、その場所というか、その会議室の場所による、その使いやすさとか、そういう雰囲気とか、そういうのもあるのかなと私、個人的には思っています、1つのちょっと解決策として、そういうのを試みてはいたんですけど、今後そういうような形でいろいろ、ちょっと既存の中ででもでき

るようなこととかありましたら、いろいろ試していきたいなとは思っております。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 今回追加と書いているじゃないですか。これまでは、会計年度任用職員さんには、こういう手当ではなかったんですか。

○小南秘書政策課長 今まで会計年度任用職員さんにお支払いさせていただいている手当としては、期末手当のみの支給となっております。今回新たに勤勉手当のほうを来年度から支給させていただきたいと考えております。

○西田委員 この支給割合は、職員さんは先にしましたよね。それと一緒にですか。それと、職員さんは遡及したのに、なぜこれは遡及できない。できない、しなかった、どちらですか。

○小南秘書政策課長 まず、割合については、職員と同じ4.6月という形になっております。遡及に関しましては、令和7年4月1日からの施行という形で支給を開始させていただきますので、会計年度任用職員さんに関しては今回遡及はなしという形で考えております。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第4号、太子町職員の旅費に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○小南秘書政策課長 議案第4号、太子町職員の旅費に関する条例中改正の件につしまし

て、ご説明申し上げます。

本改正は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることを鑑み、本町職員の旅費に関する条例につきましても、旅費種目の名称の変更や日当の支給要件の見直し等、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、3 頁目の新旧対照表をお願いいたします。

第 2 条は、旅費の種類について、車賃をその他の交通費、日当を宿泊手当、宿泊料を宿泊費とする名称変更を行うものでございます。

同条第 6 項は、旅行中の日数に応じて 1 日当たりにつき支給していた日当を、宿泊した夜数に応じて、1 夜当たりにつき宿泊手当として支給するものでございます。

第 4 条及び第 5 条は日当を廃止することに伴い、規定する条文を削除するものでございます。

第 6 条は、宿泊料を宿泊費に名称変更し、別表 1 に掲げる額を上限とした実費額を宿泊費の額とすることを規定しています。

また、同条第 2 項の食費の額を規定していた別表第 3 について、第 5 条に規定されていた別表第 2 が削除されたことに伴い、別表を繰り上げ、別表第 2 と改正するものでございます。

第 6 条の 2 は、日当を宿泊手当に改正することに伴い、宿泊手当の項目を新設し、宿泊手当は宿泊を伴う出張に必要な諸雑費に充てる費用であり、その額は別表第 1 に定める 1 夜当たりの定額とすることを規定するものです。

別表の改正につきましては、別表第 1 は日当を宿泊手当に改めるとともに、1 日につき支給していたものを 1 夜につき支給するものとし、宿泊料の名称を宿泊費と改めるものでございます。

別表第 2 は、第 5 条が削除されたことに伴い、別表についても削除するものでございます。

別表第 3 は、別表第 2 が削除されたことに伴い、別表を繰り上げるものでございます。恐れ入ります。議案書の 2 頁をお願いいたします。

附則でございます。この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上で議案第 4 号のご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○斧田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 これも職員さんだけなのか、会計年度任用職員さんが宿泊を伴うことがあるかどうか分かりませんが、入るんですか。

○小南秘書政策課長 こちらのほうは旅費の規定になりまして、会計年度任用職員さんのほうも旅費の対象にはなります。

○斧田委員長 ほかに。

○西田委員 会計年度任用職員さんも泊まりじゃなくて、どこかその日に出張ということはあるんですか。

○小南秘書政策課長 把握してる限りではあまりないと思いますが、もしそういう業務上で必要な場合には、そういう形での対象にはなってきます。

○西田委員 これ、だから、その日だけやったら、今まで2千円とかもらえていたのかな。それがなくなっちゃって、宿泊を伴わないと駄目じゃないですか。それって国がもう決めて、こうしなさいということなんですか。

○小南秘書政策課長 今回の内容につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の内容に準拠しておりますので、国の考え方として、そういう形になっております。それに合わせるような形で今回改正をお願いしております。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 これ、手続き上、事務手続きのところのちょっと質問なんですけど、これは事前に今までだったら支給していたのを、1万9千円支給しますと。後で領収書などで確認した後、経費の精算というのは行われるんですか。

○小南秘書政策課長 職員の旅費に関しまして、事前に概算旅費の請求というような形も取れます。そちらのほうは事前にこういう経費がかかります、交通費、宿泊費がかかりますという形で、概算で請求していただきまして、取りあえずその金額の支給がされる。後、実際に研修に行かれて、実費に基づいて精算請求というのをしていただきます。差額が出た場合には返還していただくような形になりますし、行った後に実績に基づいて、1回限りの、実績というか、精算請求を1回で行うような形のケースもそれぞれございます。

○村井委員 ということは、だから実費、実際かかった経費といったところに、一応これ

は1万9千円ということで基準、これを定め、改正、改めるといことなんでしょうけど、実際経費がかかった経費で精算するといことによろしいでしょうか。

○小南秘書政策課長 おっしゃるとおりでございます。こちらの条例に関する金額は上限額という形での規定になっておりますので、あくまで実費での精算という形での運用になります。

○西田委員 それとお尋ねしたいんですが、1泊で職員さんが研修に行きますよね。それが金曜日やったとしますやん。帰ってこようと、土曜日も自分の分で過ごして、研修するのか、その場合は1泊として出るんですか。それとも、やっぱり一回一回帰ってきてもらわなあかんことになっているんですか。それが決まっているのか、決まってないのか。

○小南秘書政策課長 ご質問のほうは、1泊の研修で行かれた後、続けてその研修を受けて、2泊して帰られるという形のものでしょうか。

○西田委員 自由時間。

○小南秘書政策課長 勤務として2泊必要な場合には2泊分の旅費という形で宿泊手当が基づいて出されます。ただ、その間の自由時間というのが、休憩時間として判断できるような内容になるのか、それともプライベートでご自分の時間を過ごす時間になるのかという線引きのほう、そこは細かい規定というのは、残念ながら今、ちょっと規定はされてないんですけども、あくまで定義で言いますと、業務に必要な宿泊に伴う場合には旅費を請求しますという形のルールが大前提となっております。

○西田委員 だから、旅費として1泊でもし1万円というのが、それは1万円を超える分は請求しませんが、2泊3日、3泊4日やって、1万円という請求をしてもいいのか、悪いのか。

○小南秘書政策課長 基本的に宿泊が必要な研修という形で、例えば初日、研修がありまして、宿泊を伴って、朝から2日目も研修があるというようなケース、一度家に帰って、また研修地に来るといのが不合理といるか、合理的によくないといような形、そのまま、また物理的にも来れないといような朝からの研修、遠隔地による、そういった形で必要な場合には、当然宿泊費といのは出ますけども、そこが宿泊を1泊されて、例えば2日目はそのままプライベートで過ごされて、自分で泊まられて帰られるといようなことであれば、当然研修代としては1泊分という形になります。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、太子町職員の旅費に関する条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、太子町職員の退職手当に関する条例中改正の件、これを議題いたします。

本件について説明を求めます。

○小南秘書政策課長 議案第5号、太子町職員の退職手当に関する条例中改正の件につきまして、ご説明させていただきます。

本改正は、雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、国家公務員退職手当法の一部が改正されたことを受け、本町の退職手当に関する条例につきましても、国家公務員に準拠して関連する失業者の退職手当の規定について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、3頁目の新旧対照表をお願いいたします。

第10条第11項第4号は、文言の整備を行うものでございます。

同条第14項は、就業促進手当の額に相当する退職手当の支給があった時の規定の適用について、雇用保険法における就業促進手当に係る規定の改正に伴い、改正を行うものでございます。

制定附則第7条は、規定の適用される対象者について、令和7年3月31日以前に退職した職員から、令和9年3月31日以前に退職した職員に改めるものでございます。

恐れ入ります。議案書の2頁目をお願いいたします。

附則でございます。第1項において、この条例は令和7年4月1日から施行すること

としております。第2項は、施行日前に就業についた退職職員に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、従前の例によるものとする経過措置を設けるものでございます。

以上で議案第5号のご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○斧田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 あまり対象となる方がいらっしゃらないみたいなことを聞いたような気がするんですけど、大体どういった方が今回の改正で例として考えられるんですか。

○小南秘書政策課長 ご存じのとおり、地方自治体の職員というのは雇用保険法の適用を受けてませんし、掛金のほうもございません。ですので、通常退職されますと、雇用保険に係る失業手当と言われるものの手当の対象にはならないんです。通常の職員の退職手当を受給するような形になるんですけども、対象となられるような方というのが、自治体での勤務時間、勤務年数が短くて、退職手当を受け取って退職をされたんですけども、雇用保険法に基づく失業手当の計算を行った場合に、受け取った退職手当よりも失業保険で受け取れる額のほうが大きかった場合に、その差額をこの名称、失業者の退職手当という形で自治体が補填して支給するような形になっております。対象としては、そういう方が今回の手当の対象になられます。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○松井副委員長 ここで職業のところに安定したということが付け加えられたんですけども、安定したというのは、何か例示、国あたりで何か例示とかされているものなのか、これは主観のかなり幅ができてしまうかと思うんですけど、その点はどうなっているのでしょうか。

○小南秘書政策課長 表現のほう、確かに改正のほうございますけども、注釈とか、国から来ている資料につきまして、そこについて、こういう解釈の変更がありましたというような内容の案内は特になかったように思われますので、今までと比べて、こういうところが変化したんですという形ですぐにちょっとお答えできない状況です。すみません。

○松井副委員長 それだったら、単に言葉で、ちょっと対外的に受け、言葉がふさわしいかどうか分からん、受けがええように冠がついたということぐらいの意味ということで

すかね。

○小南秘書政策課長 私の認識的にも、そういうような形の認識ではいております。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第5号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、太子町職員の退職手当に関する条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、太子町下水道条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○川久保環境農林課長 それでは、議案第7号、太子町下水道条例中改正の件につきまして、私のほうからご説明申し上げます。

本改正は、下水道法施行令が一部改正され、公共下水道または流域下水道からの放流水の排水基準項目が、大腸菌群数から大腸菌数へ改められたことに伴い、本条例についても、所要の改正を行うものでございます。

改正前の下水道法施行令では、公共下水道または流域下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準が定められておりました。大腸菌群数とは、大腸菌数を含む大腸菌と性質が似ている細菌の数であり、糞便汚染の指標とされていますが、今般、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術的に可能となったことから、施行令第6条第1項第2号で定める大腸菌群数から大腸菌数に排水基準が改められました。

それでは、議案書の3頁目の新旧対照表をお願いいたします。

第14条は、除外施設設置の義務づけに係る条文でございます。本町の下水道事業は全て流域下水道処理場を経て汚水进行处理しているため、放流水の基準に関する条文はご

ざいませんが、第14条第1項第7号の条文には、大腸菌群数を除くの文言があることから、今回の施行令一部改正に伴い、同様に文言の改正を行うものでございます。

恐れ入ります。議案書を1頁戻っていただきまして、附則でございます。この条例の施行日は令和7年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○斧田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村井委員 すごく基本的なことなんですけど、これは大腸菌群数が大腸菌数に法律が改正されてということなんですけど、実際に水質検査というのはどちらの施設でやっているのか、教えていただけませんか。

○川久保環境農林課長 今の説明でも申し上げましたが、本町は公共下水道処理場がありませんので、この施行令に対する基準に基づく水質検査のほうは、流域下水道のほうでやっているというふうに認識しています。

以上です。

○斧田委員長 ほかに。

○村井委員 流域下水道ということは、藤井寺市にある大井の処理場ということでしょうか。

○川久保環境農林課長 おっしゃるとおりです。

○斧田委員長 ほかに。

○西田委員 そういうことで、大腸菌に限って検査できるようになったの、精度が良くなったのかなと思っているんですけど、これによって、そういう名前が変わっただけで、基準が変わったというわけではないんですか。

○川久保環境農林課長 これまでは大腸菌、細かい話で申し訳ないんですけども、改正前の基準では、大腸菌群数は1立方センチメートル当たり3千個以下というふうに決められていました。この度、大腸菌数になった際に、1ミリリットルにつき800コロニー形成単位以下という基準のほうに改められております。

以上です。

○西田委員 何か今言った単位が変わっちゃったら、何かよく分からないんですけど、それ

も大腸菌だけでいくと、そういう単位になって、その数字で、そやけどほんなら過去のやつは、3千個と言っていたやつは、過去はどうしようもなく、数値は出ないということ。その八百何ぼやったっけ、に変えはったやつは、現在と過去は変わらない数字ですということですか。

○川久保環境農林課長 過去にやった検査の基準が変わるかどうかということ。それは変わらないというふうに認識しています。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第7号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、太子町下水道条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○辻中自治防災課長 私より、議案第8号、太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正の件について、ご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、消防団におけるシニア層の活動を推進し、非常勤消防団員の処遇改善を図ることを目的に、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、令和7年4月1日より施行されることに伴い、本条例について必要な改正を行うものです。

改正の内容ですが、太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中の別表(第2条関係)退職報償金支給金額表を改正するものです。

4頁の新旧対照表をご覧ください。

表中の勤務年数の区分欄内の右側に、新たに３５年以上の欄を加えるものでございます。また、３０年以上の欄を、３０年以上３５年未満に改正し、新たに加える３５年以上の欄の退職報償金の額を、３０年以上３５年未満の額に各階級とも一律に１０万円を引き上げた金額とするものです。

２頁戻りまして、議案書の２頁目をご覧ください。

第１条としまして、この条例は令和７年４月１日に施行する予定としております。第２条は経過措置となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○斧田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 これ、３５年以上となっていますけれども、太子町で３５年以上、４０年とか、いらっしゃるんですか。

○辻中自治防災課長 現在の太子町の消防団員の中で３５年以上勤務していただいている方は２名おられます。

以上です。

○西田委員 最初にシニア層の活躍をもっと目指す、もっと進める、何かそうおっしゃったんやけれども、３５年、大体何歳からできるんですか。早くから入って３５年やることもあるでしょうけど、これを聞いていると、中々消防団員が集まらないから、すみませんけど、年配の方、頑張ってくださいって延びているように聞こえるんですけれども、３５年以上になったのは、主にどういう意図からでしょうか。

○辻中自治防災課長 消防団員につきましては、学生の頃からでも参加できるという形になっております。全国的に見ますと、消防団員数は減少しておりまして、減少に歯止めをかける、また、地域の中で活躍していただいている消防団員の数を確認するという観点等から近年、処遇改善措置がなされてきておるわけですが、その中の１つで３５年以上、太子町のほうで見ますと、年齢は６０歳、６５歳以上という形になってくるかと思うんですけれども、そういう方にも引き続き消防団員としてご活躍いただくとともに、それに見合った処遇改善をするというふうな目的であると認識しております。

以上です。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 退職報償金の一部を改正されるということで、太子町消防団の、これは私の私見なんですけど、特徴として、南河内地区においても特に若い団員さん、新入団されるときは若くから消防団員として活躍されるケースというのが多い消防団じゃないのかなと。例えば新人の基礎の訓練に行ったときも、やっぱりよそでは、もう会社を退職されてから地元の消防団に入るんやと言って入ってきてはるケースとかも見かけてたんですけど、太子町の南河内地区において、太子町の団員さんの平均年齢的なところで言ったら、私はちょっとそういう若いところの活躍されている団員さんが多いんじゃないかと思っているんですけど、そういうところの認識というのはどうお持ちでしょうか。実際の数字とかじゃなくて、認識で、とかお持ちやったら、教えていただけませんか。

○辻中自治防災課長 太子町の消防団の特徴といいますか、年齢的な特徴ですけれども、委員おっしゃるとおり、入団される団員さんは若い方が多いように見受けられます。他市町村等では、今おっしゃったように退職された方であるとか、また、年齢的には40代、50代の方も入団されてきておりますが、太子町の方の中では、若い方の入団が比較的多い。そういう意味でも、長く勤続していただくと、今回のような35年以上勤続される方も出てくるのではないかなと感じているところです。

以上です。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 ちなみに、そうやって若い人が多いんやったら、若いとき、まだ学生さんやからやろうと言っていて、でも働いて、どこかに出はることもあるやろうし、忙しくなることもあるやろうから、ちょっと切れて、またお仕事が緩やかになって、それをみんな足してくれての勤続年数になるんですか。

○辻中自治防災課長 太子町のほうで消防団員になられて、お勤めになって辞められる方はちょっと少ない。在勤であり、また、中でお仕事されている方、在勤・在住の方、どちらも消防団員として所属していただくことができるので、そういう方は少ないんですけども、一旦辞められるときに退職金をもらっておられれば、次はまた一からという形になるのかなというふうに考えております。また、いずれまた帰ってくることを見越してというふうな形の退職、消防団を辞められるということは、中々ちょっと想定してないところです。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第8号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本日の審議事項は全て終了いたしました。

なお、次回は11日火曜日となっておりますので、よろしくお願いいたします。

これにて委員会を散会させていただきます。マイクをオフにしてから解散をお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

午前10時31分 散 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 斧 田 秀 明